**うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業**

**業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**うつくしま浜街道観光推進会議　総括事務局**

**いわき市　観光交流室　観光交流課**

うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は、福島県沿岸部の13市町村によって構成される「うつくしま浜街道観光推進会議」（以下、「本会議」という。）による、浜通りにおける観光客の誘客促進を図るために実施する、プロモーション動画制作事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験等に基づく事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

２　事業概要

⑴　委託業務の名称

うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務委託

⑵　業務の目的

本会議において、これまでSNSや駅メディア等を活用した浜通りの情報発信を行ってきたところですが、観光客はまだまだ少ない現状にあります。

本事業は、効果的なプロモーション動画制作により浜通り地方の知名度向上と観光誘客の促進を図ることを目的とします。

⑶　委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

⑷　委託期間

契約締結の日から令和４年３月31日まで

⑸　プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

⑹　プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

　　本事業では、浜通り地方の知名度向上と観光誘客の促進を図ることを目的とするため、戦略的な企画による実施が必要となります。実績、専門性、技術力、企画力、創造性等、価格以外の要素を含め、総合的に最も優れた企画提案をした者を受託候補者として選定することにより、より多くの観光客の誘客が期待できることから、公募型プロポーザル方式を採用します。

⑺　契約限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

⑻　その他

ア　委託業務の実施に関しては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、実際の業務内容や進め方については、本会議と受託候補者で協議のうえ、決定するものとします。

イ　本件プロポーザルは予算成立前の準備行為として行うものであり、本件プロポーザルの受託候補者の決定をもって受託候補者との契約を約束するものではありません。

３　参加資格

本事業の企画提案者は、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

⑴　地方自治法（昭和22年法律第16号）第167条の４の規定により、入札参加の制限を受けていない者であること。

⑵　令和３年度いわき市入札参加資格者の場合、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年３月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年３月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑷　いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年２月22日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

⑸　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

⑹　国税及びいわき市税の滞納がない者であること。

４　プロポーザルの日程

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間 |
| 募集公告、資料配布 | 令和３年８月17日（火）～８月30日（月） |
| 質問事項受付 | 令和３年８月17日（火）～８月30日（月） |
| 質問事項回答 | 令和３年９月８日（水） |
| 参加申込受付 | 令和３年８月30日（月）～９月８日（水） |
| 参加資格審査結果通知 | 令和３年９月13日（月） |
| 企画提案書受付 | 令和３年９月13日（月）～10月４日（月） |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和３年10月上旬 |
| 審査結果通知 | 令和３年10月上旬 |
| 契約締結（予定） | 令和３年10月中旬 |

※　受付等は、土日祝日は行いません。

５　募集公告、資料配布

1. 募集公告、資料配布期間

令和３年８月17日（火）から令和３年８月30日（月）午後５時まで

⑵　配布方法

実施要領、各種様式、関係書類一覧の資料等については、うつくしま浜街道公式ホームページに掲載します。（「新着情報」　「うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」）

６　質問事項受付

1. 受付期間

令和３年８月17日（火）から令和３年８月30日（月）午後５時まで

⑵　受付方法

「質問書」（様式５）に記入のうえ、電子メールまたは、ＦＡＸにて提出し、電話により担当部署へ受信の確認を行ってください。なお、件名は「うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務委託に関する質問」としてください。

７　質問事項回答

1. 回答日

令和３年９月８日（水）

⑵　回答方法

質問の内容及び回答は、質問者に係る情報を伏せた上で、うつくしま浜街道観光推進会議公式ホームページに公開します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ通知します。

⑶　その他

ア　受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。

イ　質問の内容により、本プロポーザルによる受託候補者の選定に公平性を保つことができないと判断した場合には、回答しないことがあります。

８　参加申込受付

1. 受付日時

令和３年８月30日（月）から令和３年９月８日（水）午後５時まで（必着）

窓口に持参する場合は、閉庁日を除く午前８時30分から午後５時までとします。

⑵　申込方法

本要領３に記載する参加資格を確認の上、次項に定める提出書類を、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便により提出してください。

⑶　提出書類

ア　参加表明書（様式１）

代表者氏名の欄に押印すること。

押印の際には、代表者印もしくは代表者の個人印を使用することとし、社判は使用しないこと。

イ　会社概要書（様式２）

「従業員数」は、参加申込書提出時の現員を記入し、市内に事業所等がある場合は（　）書きでその事業所等の現員を記入すること。

「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。

ウ　会社業務実績表（様式３）

エ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式４）

オ　商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

受付前３ヶ月以内に発行されたものの写し

カ　財務諸表（賃借対照表、損益計算書）

提出日の直前１年間のものであること

キ　国税の納税証明書

３か月以内に発行されたものであること

ク　いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある場合のみ）

３か月以内に発行されたものであること

⑷　提出部数

提出書類については、正本を１部提出すること。

⑸　提出先

「15　担当部署」のとおり。

⑹　その他

ア　令和３年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類のうちエからクまでを省略することができる。

イ　必要書類の提出後に記載事項と添付書類に相違があり、参加資格を有しないことが判明した場合には、参加資格を無効とする。

９　参加資格審査結果通知

1. 参加資格審査結果通知日

令和３年９月13日（月）

⑵　参加資格審査結果通知方法

参加申込者から提出された書類について、担当課で参加資格の審査を行い、結果を参加申込者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知します。

10　企画提案書受付

1. 受付期間

令和３年９月13日（月）から令和３年10月４日（月）午後５時まで（必着）

窓口に持参する場合は、閉庁日を除く午前８時30分から午後５時までとします。

⑵　提出方法

次項に定める提出書類を、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便により提出してください。

⑶　提出書類

ア　企画提案書

用紙は、原則Ａ４版両面印刷とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差し支えない。

ページ番号は、表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

企画提案書には次の内容を含むこと。

・　本事業に関する考え方

・　企画内容の概要

・　独自の提案（本件業務の目標達成に向け、知識・ノウハウ等を活かした提案）

イ　見積書

合計積算額は消費税及び地方消費税(10％)を含む金額とすること。

ウ　実施方針

エ　業務フロー

オ　業務工程表

⑷　提出部数

提出書類については、正本を１部、写しを10部提出すること。

⑸　提出先

「15　担当部署」のとおり。

⑹　提出書類作成上の注意事項

ア　企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。

イ　企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとすること。

ウ　審査の公正を期すため、提出書類には会社名・住所・ロゴマークなど、企画提案者を特定できる表示は使用しないこと。

エ　企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は企画提案者に帰属します。ただし、選定結果の公表等において、本会議が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとします。

オ　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は企画提案者が負うものとします。

⑺　提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とします。

・　提出期限を過ぎた提案

・　参加資格がない者による提案

・　提出書類に虚偽の記載をした提案

・　提出書類の記載が不明又は必要な記載のない提案

・　提出書類が不足している提案

・　企画提案者が２つ以上の提案書を提出した場合

・　企画提案者が他の企画提案者の代理をした提案

・　その他、本要領に違反すると認められる場合

⑻　その他

ア　提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で提案内容の聴取や追加資料の提出を求めることがあります。

イ　企画提案に係る一切の費用については、全て企画提案者の負担とします。

ウ　提出された企画提案書等の返却は行いません。

エ　企画提案書等の提出後、原則として、記載された内容の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

オ　企画提案に関し、本会議が提示する書類等は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止します。

11　審査会（プレゼンテーション）

⑴　審査会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本会議が設置する、うつくしま浜街道プロモーション動画制作事業業務委託プロポーザル審査会「以下、（審査会）という。」において、実施します。

⑵　審査の観点

ア　企画提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、評定を行います。

イ　評定に基づき委員ごとに企画提案数に応じた順位点を付し、その順位点の合計が最も高かった企画提案者を「最優秀提案者（受託候補者）」として選定し、次いで評価の高い企画提案者を「優秀提案者（次点候補者）」として選定します。

ウ　順位点の合計が同点の場合、受託候補者等の決定は審査会会長に一任します。

エ　企画提案者が１者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の６割）以上の評価点を得た場合は、その企画提案者を受託候補者として選定します。

⑶　プレゼンテーション実施日

令和３年10月上旬

企画提案書受付期間終了後に通知します。

⑷　審査方法

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、新型コロナウイルスの影響により、対面しない形式（Zoom）により実施いたします。

詳細については、別途通知します。

⑸　審査項目及び基準

審査項目及び審査基準は次のとおりとします。

ア　企画提案の内容

・　事業の目的を正しく理解し、目的達成のための的確な提案となっているか。

・　企画提案者の知識やノウハウを活かした具体的な提案となっているか。

・　動画企画内容が、コロナ禍における情報発信、アフターコロナにおける誘客につながるものとなっているか。

・　動画企画内容が、各市町村の魅力を伝えられるものとなっているか。

・　動画企画内容に、効果的な著名人の起用が含まれているか。

・　動画制作に加え、WEB広告による周知が含まれているか。

イ　会社の運営基盤、信頼度

・　会社の運営基盤（財政、人材）がしっかりしており、適切な運営がなされているか。

・　委託先として選定するにあたり、事業実施の確実性、信頼度は高いか。

ウ　業務実施体制

・　業務を円滑に実施するための組織体制が整っているか。

・　計画的かつ確実に実施できるスケジュールとなっているか。

エ　事業費

・　総事業費がより安価であるか。

・　事業の積算に係る単価や経費が妥当で、提案内容と整合がとれているか。

⑹　その他

ア　企画提案者が不適切な行動をとった場合又はその疑いが生じた等の場合において、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該企画提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

イ　今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本会議は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合があります。選考の過程において前述の事態に至った場合、本会議は企画提案者に対して一切の責任を負わないものとします。

12　審査結果

⑴　審査結果通知

審査結果については、全ての企画提案者に対し、審査委員会の５日後までに書面にて通知します。

⑵　審査結果の公表

審査結果についてはうつくしま浜街道公式ホームページに公表するものとします。

⑶　その他

ア　審査の結果、受託候補者なしとする場合があります。

イ　受託候補者と決定された後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合または、受託候補者に著しく不適当と認められる事情が生じた場合は決定を取り消す場合があります。

13　契約締結

⑴　仕様書

実際に委託する仕様書は、企画提案内容を踏まえ、本会議と受託候補者が協議のうえ、決定することとします。

⑵　契約締結

選定した受託候補者と地方自治法施行令第167条の２第１項に基づく随意契約により本業務の委託契約を締結することとします。

⑶　その他

ア　受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次点候補者と協議の上、委託契約を締結することとします。

イ　一連の手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがあります。

ウ　不正行為等により、本会議に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うことがあります。

14　辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式６号）に押印の上、持参、郵送又は宅配便で提出することとし、その旨を電話により報告してください。参加表明書提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合、いわき市入札参加有資格者の場合は指名停止の措置を行う場合があります。

15　担当部署

〒970-8686　いわき市平字梅本21番地（いわき市役所５階）

うつくしま浜街道観光推進会議　総括事務局

（いわき市　観光交流室　観光交流課　観光企画係）　担当　大和田

電話：0246-22-1292　FAX：0246-22-7581

E-mail：kankokoryu@city.iwaki.lg.jp